

資料1 第5回会議のまとめ

(仮称)新潟市自治基本条例(修正案)

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

1 市民の権利と責務

市民は、市政に関する情報を知ることや、市民自治の担い手として、政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利があります。

市民は、自らの責任と役割に基づき、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して市民自治の確立に取り組みます。

市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

(両論併記)

- ・ 責務については、「2 事業者の責務」として事業者を抜き出して責務を規定するという意見と、そこまでの必要はないなどの意見がありました。

第3章 市政運営

第2節 参画と協働のしくみ

2 附属機関の運営

市は、附属機関及び市長等が設置したこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の会議を原則として公開し、また附属機関等の委員の一部を可能な限り市民からの公募により行なうなど、開かれた市政運営を推進します。

(個別意見)

- ・ 「委員の一部」の後に、「または全部」を追加し、解説で、「委員定数の3割以上を市民からの公募とし、男女半数とする。」ことを明記すべきである。
- ・ 「原則として公開」を「正当な理由がない限り」とすべきである。
- ・ 附属機関の委員についても、「原則とする」又は「正当な理由がない限り」とすべきである。

4 住民投票

(住民投票の実施)

市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

この条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の発議及び請求)

市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1/2分の1以上の者の賛成を得て住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

本市に住所を有する年齢20歳以上の者（永住外国人を含みます。）は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

市長は、この請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。

(個別意見)

- ・ 市が直面する将来にかかわる重要課題について、有権者の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは住民投票を実施するという常設型の住民投票制度とすべきである。